

岡山県新型コロナウイルス
ワクチン接種体制確保協議会
第3回会議

令和3年3月24日

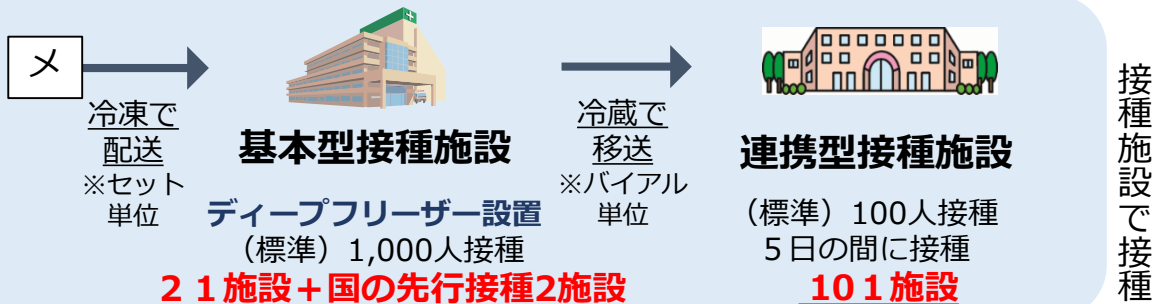
協議・報告事項

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制(報告)
- ▶ 国のワクチン配付スケジュール(報告)
- ▶ 県への配分量及びスケジュール(報告)
- ▶ 当面の対応案(協議)
- ▶ 個別接種の全県共同体制の構築(報告)
- ▶ 高齢者向け接種への対応(協議)
 - ・ 対応案
 - ・ イメージ、基本方針(案)及び役割分担と調整手法(案)

1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制

県

① 医療従事者等



<ファイザーワクチンの場合>

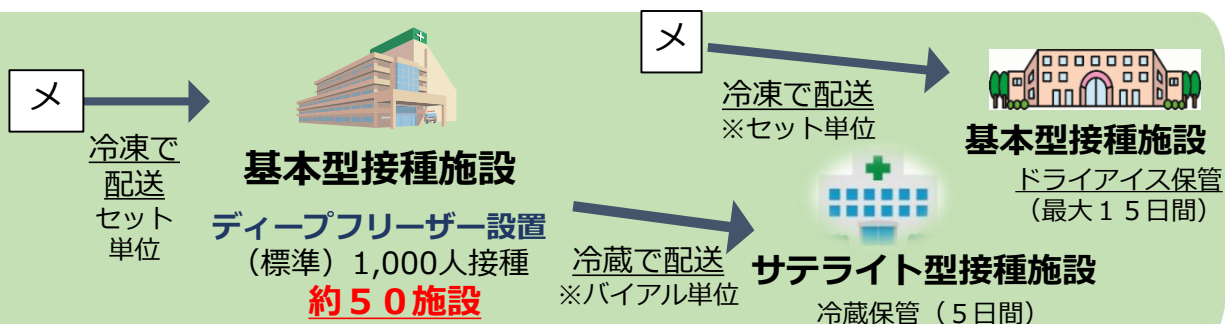
- ・接種施設の医療従事者等
- ・その他の病院、診療所、
歯科診療所
- ・薬局の医療従事者等
- ・救急隊員、自衛隊、
自治体職員等

約8万人

3月5日〜

市町村

② 高齢者等



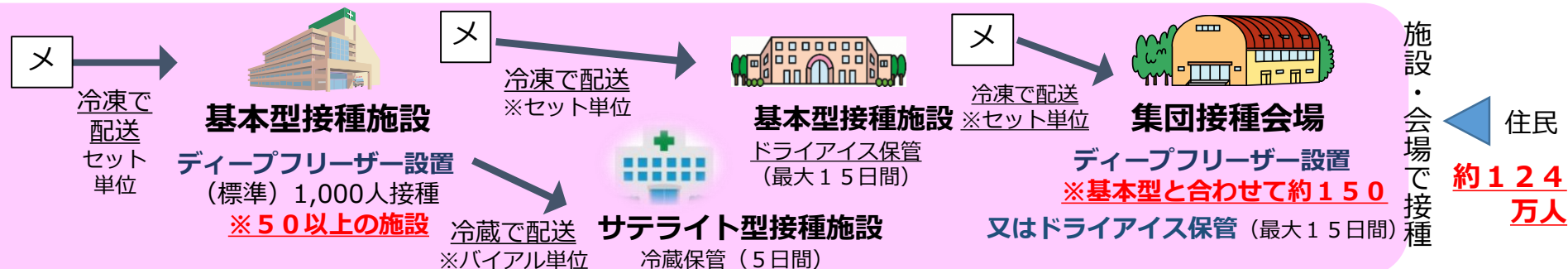
高齢者等

約56万人(推計値)
うち施設入所者数 約5万人

- ・高齢者施設の入所者
- ・在宅(寝たきり)患者

4月中旬〜

③ 住民



3 県への配分量及びスケジュール 2021.3.17現在

	医療従事者向け	高齢者向け
	<p>「基本型 → 連携型」の接種スキーム</p>	<p>1箱 = 975回接種分 ※当面5回接種のシリンジのため</p>
3月	<p>第1弾① 3/1の週 } 18箱 重点又は受入医療機関へ 3/8の週 }</p> <p>第1弾② 3/22の週 } 18箱 重点又は受入医療機関へ 3/29の週 }</p>	<p>全部で約2万4千人の 2回接種分</p>
	<p>第2弾① 3/22の週 } 8箱 重点又は受入医療機関へ 3/29の週 }</p>	
4月	<p>第2弾② 4/12の週 } 8箱 重点又は受入医療機関へ 4/19の週 }</p> <p>第3弾① 4/12の週 } 40箱 4/19の週 } ※1バイアル6回接種</p>	<p>第1クール 4/5の週 2箱 (2回接種分) 第2クール 4/12の週 10箱 (2回接種分) 第3クール 4/19の週 10箱 (2回接種分) 4/26の週 27箱 (各市町村1箱)</p> <p>※4月中の供給量は極めて少ない</p>
	<p>第3弾② 5/3の週 } 40箱 5/10の週 }</p> <p>第4弾 5/3の週 } 箱数未定 5/10の週 }</p>	<p>～5/9まで 箱数未定</p> <p><u>5月10日の週以降、市町村の需要に応じて ワクチンが出荷される。</u></p>
5月	<p>5/10の週 医療従事者 約8万人の2回接種可能な数量 のワクチンが、国から出荷される。</p>	<p>6月末まで 高齢者(全国で3,600万人)に2回接種可能な 数量のワクチンが、順次国から出荷される。</p>

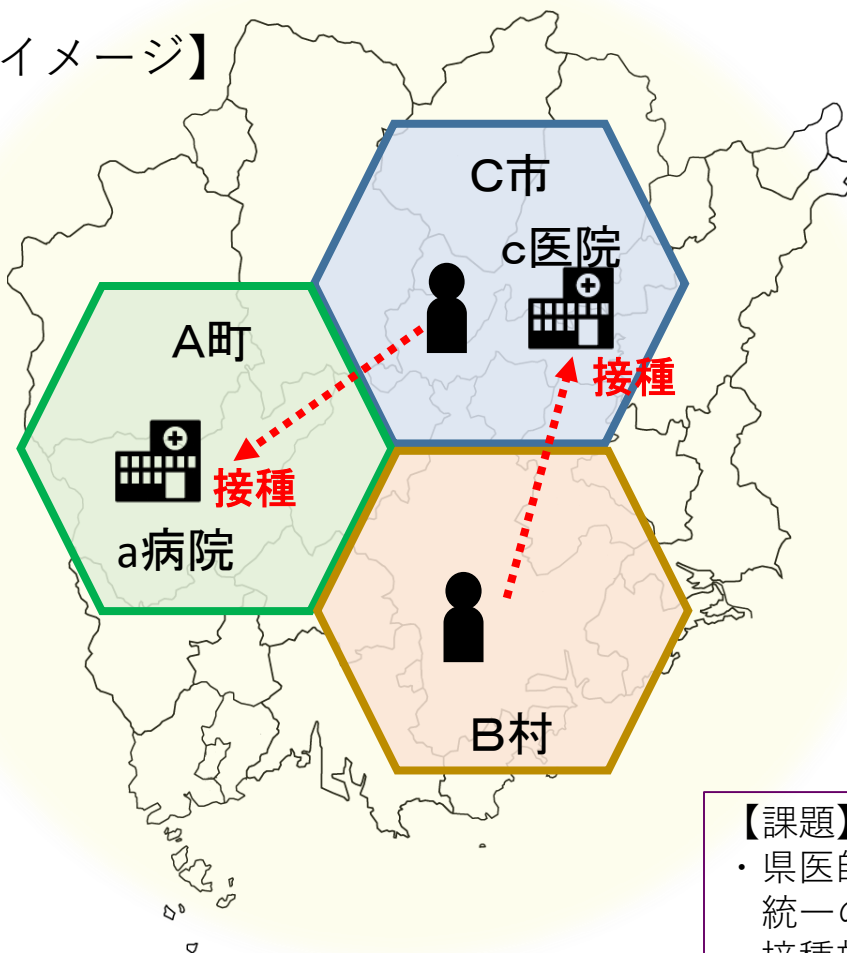
4 当面の対応案

	医療従事者向け	高齢者向け
3月	<p>「基本型 → 連携型」の接種スキーム</p> <p>3月5日から医療従事者への接種開始 ※ワクチンの供給量が限られているため、新型コロナウイルスの入院患者を受け入れる重点及受入医療機関に限定して接種（全体8万人強のうち約3万人）</p>	<p>ワクチンの供給が限定的で、医療従事者への接種が進んでいないため、このスキームを活用して、高齢者施設の入所者等への接種を進める。</p>
4月	<p>※4月中旬に重点及び受入医療機関への配布が完了 ※4月中旬から重点又は受入医療機関でない基本型及び連携型接種施設において接種開始</p> <p>地域の診療所等の医療従事者への接種が本格化</p>	<p>4月中旬から高齢者への接種開始 ※ワクチンの供給量が限られるため、高齢者施設の入所者等への巡回接種から開始(案)＝クラスター防止の観点</p> <p>「基本型 → サテライト型」の接種スキームを稼働</p>
5月	<p>国からの医療従事者向けワクチンの供給完了</p>	<p>5月10日 予約の受付開始 5月17日 個別接種（医療機関）、集団接種を開始</p>
6月	<p>医療従事者へのワクチン接種がほぼ完了（見込み）</p>	<p>このスケジュールですべての市町村で歩調を合わせることでいかがでしょうか。</p>

5 個別接種の全県共同体制の構築

- 個別接種の体制が整い、支払事務を国保連への委託で統一できれば、住民は県内すべての接種施設(医療機関)での接種が可能となる。(全県での共同体制)

【イメージ】



〈国の枠組み〉

- ・ ワクチンは、原則、住民票所在市町村で接種
- ・ 単身赴任者、里帰り出産の妊産婦などは、接種市町村への申請が必要であり、例外に該当しない場合は、域外でのワクチン接種は不可能
- ・ なお、複数市町村で共同接種体制を構築した場合は、それらの市町村の範囲内では、どこでもワクチン接種が可能

全県で共同体制を構築

- ・ 全市町村が、他市町村居住者のワクチン接種を受入れ
- ・ 全市町村が支払事務を国保連へ委託

- ・ 県民は、県内どこの医療機関でも、申請不要で、ワクチン接種が可能
- ・ 支払事務に関する市町村、医療機関の負担を軽減

【課題】

- ・ 県医師会から予約システム及びデータベースについても全県統一の構築・運用を求められている。
- ・ 接種施設の需要に応じたワクチン配分量の調整が必要である。

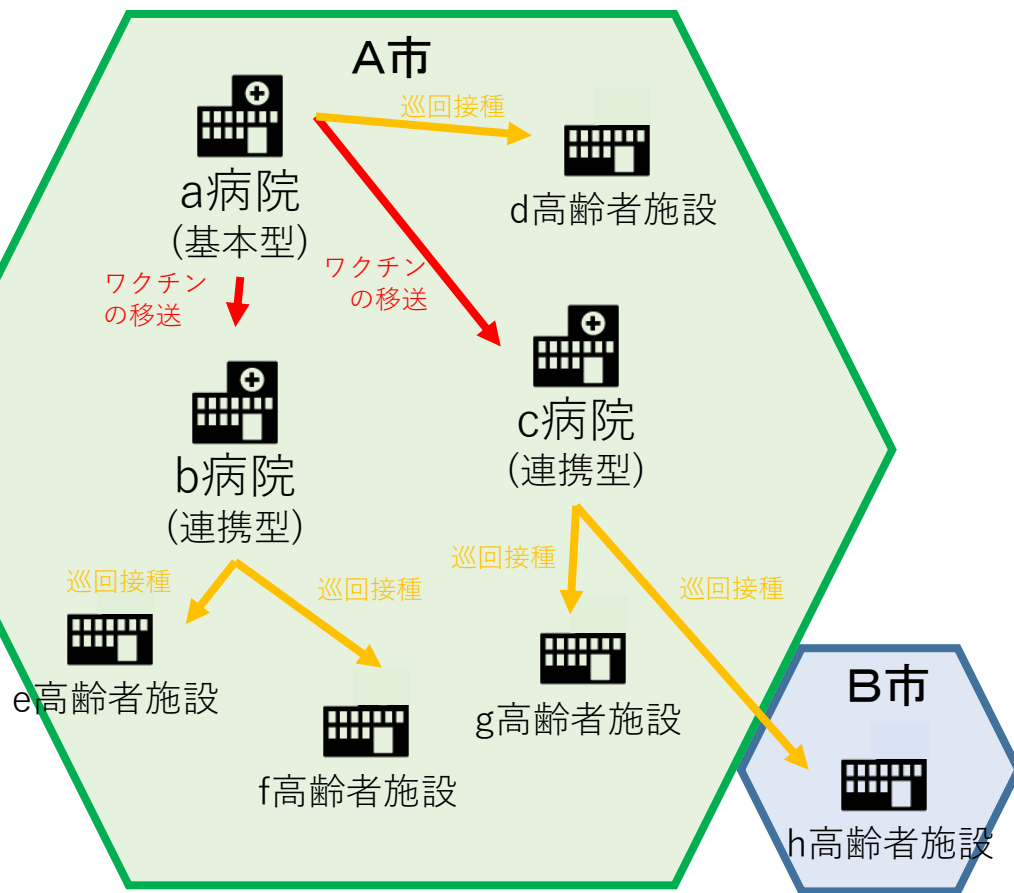
6 高齢者向け接種への対応（その1）

■本協議会において、次のとおり県内で統一的に運用する。

- ・市町村域を越えて、個別接種が可能となる**全県共同体制を構築することについて**、全市町村で合意できたので、**市町村間で協定を締結する**。
- ・4月中に、国から配付される高齢者向けワクチンは供給量が限られるため、**高齢者施設の入所者等への接種から開始する**。
- ・**施設入所者等以外の高齢者への接種は、全市町村で同時にスタートすることとし**、ワクチンが安定的に供給されるようになると見込まれる
5月10日に予約受付を、
5月17日に個別接種・集団接種を、
それぞれ開始できるよう、各市町村において準備を進めていく。
- ・このため、各市町村は**5月9日までに高齢者に接種券(クーポン券)が届くよう発送を手配する**。

6 高齢者向け接種への対応（その2）

○ 高齢者施設での接種イメージ(4月5日から19日の週の配送分)



【凡例】
→ ワクチンの移送
→ 巡回接種

〈基本方針(案)〉

- ・ ワクチンの移送については、県が、既に構築している医療従事者スキームでのワクチン移送体制を活用
- ・ 基本型及び連携型接種施設の医療従事者へのワクチン接種が開始されたばかりの状況であるため、高齢者施設への巡回接種については、接種施設の意向を尊重
- ・ 上記2項目を重視しつつ、可能な限り、広範囲、かつ多くの高齢者施設でワクチン接種が開始されるよう調整

〈役割分担と調整手法(案)〉

【県】

- ・ 基本型及び連携型接種施設の意向を把握

【市町村】

- ・ 巡回接種の実施意向を持つ接種施設と接種時期、件数などについて調整
- ・ 市町村境を超える高齢者施設での巡回接種については、高齢者施設の所在市町村とも調整を実施
- ・ 巡回接種実施施設、スケジュール等を決定